

国土交通副大臣
酒井 庸行 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

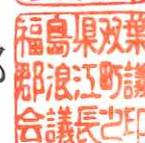


令和8年3月4日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 栄 光



福島県双葉郡浪江町議会議長 山本 幸一 郎



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から、間もなく15年が経過いたします。

当町では、これまでの復旧・復興事業の総点検を行い、令和8年度から5年間の計画期間とする浪江町復興計画【第三次】後期基本計画の策定を進めております。

町としては、持続可能なまちづくりを目指し、駅周辺整備事業や産業団地を整備し積極的な企業誘致を進めるとともに、福島国際研究教育機構（略称：F-REI）の立地を受け「浪江国際研究学園都市構想」を策定し、F-REIと融和したまちづくりを進めており、本事業が町の新たな復興のシンボルとなり、町民の帰還促進や、国内外からの新たな交流による移住・定住推進、人口増加へと繋がり、賑わいが創出されることを期待しております。

また、帰還困難区域の取り組みとしては、避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においては営農再開や津島地区でリンゴの実証栽培が始まるなど、少しずつではありますが復興に向けた動きが見えてきておりますが、当町は未だ帰還困難区域が町の面積の約8割を占めており、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、県内外に避難しており、自由な立入りもできない状況です。

「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の認定を受け、特定帰還居住区域の一部地域では除染が進められていますが、町の再生には、町全域の避難指示解除が必要であり、まだまだ、長く険しい道のりが続くことが予想されます。加えて、中心市街地の再生、移住・定住の促進、生業の再生、産業や雇用の創出など様々な課題がありますので、浪江町の復興・創生が成し遂げられるまで、国の責務として対応いただけるよう次のとおり要望いたします。

1. 中心市街地等の再生と周辺環境の整備

- 浪江駅周辺整備事業は、駅東西の整備を核として、効果的な情報発信やイベント等による帰還促進、関係・交流人口拡大により、中心市街地への店舗・事業所・住宅等の立地を促進し、魅力のある中心市街地とするものであって、今後数十年の町づくりの礎となる事業であるため、必要な財政支援等を行うこと。
- 町内居住者、避難先からの一時帰宅者の安全性確保と帰還意欲の減退を防ぐため、道路の路肩に繁茂する雑草や樹木の除却、道路修繕等、財政支援を含めた必要な対応を行うこと。
- 中心市街地へのアクセスの向上を図るため、駅周辺整備事業や浪江国際研究学園都市構想に基づく面整備事業と一体的に町道を整備する必要があることから必要な財政支援等を行うこと。また、中心市街地へのアクセスに重要な国道、県道についても整備すること。
- 町の駅周辺は請戸川、高瀬川の2河川に挟まれる場所に位置しており、河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するためには、二級河川の早期の抜本的な改修と維持管理の強化が必要であることから、県が行う河川の改修や堆砂の除去等を支援していただき、その強靱性を確保いただきたい。また、町で行う水路の維持管理についても必要な財政支援等を行うこと。

2. F - REI の立地及び浪江国際研究学園都市構想の実現に向けた支援等

- 「浪江国際研究学園都市構想」を実現するため、町全体で研究者の生活環境整備や関係者の受入体制整備、立地に伴う上下水道のインフラ等の増強整備等を進める予定である。必要な整備が着実に進むよう、引き続き必要な財

政支援を行うこと。

3. 交通アクセスの向上

- F-REI の立地の効果を最大限生かすためには、将来的に都市部からのアクセスを向上させる必要がある。F - REI の本格稼働を見据えて、都市部等と当地域との双方向の往來の利便性を向上させる必要があり、その中でも重要となる常磐線の便数増加について、引き続き JR への働きかけを行うこと。

4. 人材支援について

- 復旧・復興で増大する業務量に対し、職員及び任期付き職員等の採用を進めているが、人材不足が深刻な課題となっている。加えて、昨今、全国的に大規模災害が発生していることから、次年度以降の各自治体からの人材派遣が危ぶまれる状況にある。現在も総務省スキームにより、支援をいただいているところであるが、当地の災害からの復興は新たなまちづくりともいえ、通常の行政運営に掛かり増しの業務量の状態はまだまだ継続する。

よって、新たな人的支援の仕組みを検討、構築し、国は専門性の高い分野等への国家公務員の派遣も含め、人材面での支援を継続すること。特に、建築・農業土木系の技術職の職員が不足していることから、技術力確保に向けた支援に取り組むこと。

5. 避難者生活支援

- 高速道路の無料措置は、避難者の一時帰宅等の生活再建や避難生活支援、帰還促進のために必要なため、高速道路の無料措置を継続すること。

以上